

国による地方交付税削減及び地方公務員給与削減要請に対する決議

国は、平成25年度地方財政計画において、平成25年7月から国家公務員と同様の給与減額支給措置を実施することを前提とした地方交付税の削減を決定し、地方公務員の給与を減額するよう要請しているが、このことについては、次に掲げるような問題がある。

- 1 地方公務員の給与は、地方公務員法の趣旨に則り、それぞれの地域の実情や財政状況等を総合的に考慮したうえで、各地方公共団体が自主的に決定すべきものであり、また、地方交付税は、地方固有の財源であって、それを地方公務員の給与削減のための手段として用いることは、地方分権の流れの中、地方自治の本旨に反するものである。
- 2 今回の大幅な地方公務員給与の削減は、地域経済にも影響を及ぼすものであり、国が喫緊の課題としている地域経済の活性化に矛盾するものである。
- 3 これまで地方公共団体は、国を上回る職員数の削減や給与制度全般の見直しなどにより、総人件費の大幅な削減を実施してきており、今回の国からの要請は、それら独自の取組みを適切に評価したものとなっていない。

したがって、今後、二度とこのような地方自治の本旨に反する強制的な手法による地方への要請を行うことがないように、また、住民サービスにも影響を及ぼすような事態をつくり出さないよう強く要請する。

以上決議する。

平成25年4月8日

長崎県市長会